

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年8月26日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

### 香川県人事委員会規則第11号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町名	機関	職名	市町名	機関	職名
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）		
さぬき市	本庁	略 市長部局 教育委員会事務局 略 略	さぬき市	本庁	略 市長部局 教育委員会事務局 略 略
東かがわ市	本庁	略 市長部局 略 略	東かがわ市	本庁	略 市長部局 略 略
三豊市		略	三豊市		略

出 先 機 関	略	
	福祉事務所	略
	保育所	保育所長
	病院	略
	略	
	小学校	略
	幼稚園	園長
土庄町	略	
	町長部局	会計管理者、課長、主幹、企画課の人事担当の副主幹・係長、病院の病院長・事務長・事務次長・ <u>総看護師長</u>
	略	
略		
三木町	略	
	町長部局	参事、会計管理者、課長、出納室長、総務課の課長補佐
	略	
略		

出 先 機 関	略	
	福祉事務所	略
	病院	略
	略	
	小学校	略
土庄町	略	
	町長部局	会計管理者、課長、主幹、企画課の人事担当の副主幹・係長、病院の病院長・事務長・事務次長・ <u>看護師長</u>
	略	
略		
三木町	略	
	町長部局	参事、課長、出納室長、総務課の課長補佐
	略	
略		

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。